

開発行為等申請手数料

(令和7年4月1日現在)

(単位：円)

面積 \ 種別	開発許可申請 第29条			第43条 許可申請
	自己住宅	他の自己	その他	
0.1ha未満	11,000	15,000	103,000	7,500
0.1～0.3	26,000	36,000	156,000	19,000
0.3～0.6	51,000	78,000	228,000	42,000
0.6～1.0	103,000	144,000	312,000	74,000
1.0～3.0	154,000	234,000	463,000	1.0ha 以上 104,000
3.0～6.0	204,000	314,000	602,000	
6.0～10.0	254,000	393,000	772,000	
10.0ha以上	353,000	553,000	1,020,000	

面積 \ 種別	開発行為変更許可申請 第35条の2 (変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額) ※上限額：1,020,000 ※その他の変更については、11,000 ※(増)編入区域の面積に応じ開発許可申請手数料と同額		
	自己住宅	他の自己	その他
0.1ha未満	1,200	1,800	11,000
0.1～0.3	3,000	4,200	15,000
0.3～0.6	5,500	8,400	22,000
0.6～1.0	11,000	14,000	31,000
1.0～3.0	15,000	24,000	46,000
3.0～6.0	20,000	32,000	61,000
6.0～10.0	26,000	40,000	79,000
10.0ha以上	36,000	57,000	104,000

面積 \ 種別	地位の承継承認申請 第45条		
	自己住宅	他の自己	その他
1ha未満	2,000	2,000	19,000
1ha以上		3,100	

予定建築物以外の建築等許可 第42条第1項ただし書	
1件	28,000

市街化調整区域内における建築物の特例許可 第41条第2項ただし書	
1件	52,000

開発登録簿の写交付申請 第47条5項	
1件につき	940

工事完了公告以前の建築（建設）承認申請手数料 第37条	600
開発行為又は建築に関する証明書等交付手数料 第60条	600